

写

老発第0330077号
平成21年3月30日

都道府県知事
各 指定都市長 } 殿
中核市長

厚生労働省老健局長



介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）

- 1 広域的に事業展開する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）における不正事案の発生を受け、事業者に対する規制の在り方の見直しについて検討を行い、第16・9回通常国会において、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届け出の義務付け及び事業者の本部等に対する立入検査権等の創設等を内容とする介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が成立したところである。
- 2 介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格がきわめて強い制度である。このため、サービス提供を担っている事業者については、利用者に対する適切なサービス提供が求められるだけでなく、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところである。
- 3 については、都道府県、市町村及び特別区においても、事業者のこのような立場を十分に認識するとともに、介護事業運営の適正化について一層の推進を図る観点から、別添「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を参考に効率的かつ効果的な事業者に係る業務管理体制の監督に努められたい。
なお、各都道府県におかれては、管内市区町村への周知徹底について配慮されたい。
- 4 また、「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第54号）の施行は、平成21年5月1日であることを、念のため申し添える。
- 5 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別添)

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

介護保険法に基づき実施する介護サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等の実施に努めるものとする。

記

I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

1 介護保険法に基づく介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の業務管理体制に係る監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合においては、その問題点に対する事業者の認識を確認し、事実関係の的確な把握等を前提に、必要に応じて行政上の措置を行うこととなる。

2 事業者の検査を効果的に実施するために、業務管理体制の監督部局（以下「監督部局」という。）には以下の対応が求められる。

(1) 監督部局は、指定介護サービス事業所等（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消事案などの不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが役割である。

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としているものであるため、監督部局が事業者に代わり、指定事業所等の指定等取消事案などの不正行為の未然防止に努めるものではないことに十分留意する必要がある。

(2) その作業は、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを経たものである必要がある。

(3) 検査等に求められるのは、事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、的確な検証を行うことである。

(4) 指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合における立入検査（以下「特別検査」という。）は、法律に定められた正当な権限の行使であるが、事業所等の指定等権限を有する指導監督部局（以下「指導監督部局」という。）及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努めなければならない。

3 検査等は、以下の基本原則に則し、的確かつ効果的に実施する必要がある。

(1) 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な性格がきわめて強い制度であるため、検査等の実施に当たっては、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、事業者の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

(2) 補強性の原則

検査等は、事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、監督部局は、これを検証する立場にある。

他方、検査等の実施に当たっては、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよう配慮しなければならない。この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

(3) 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

(4) 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるように実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

(5) プロセス・チェック^(注)の原則

検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証を行わなければならない。ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する必要がある。

(注) プロセスチェックとは、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認することをいう。